

# 「人口推計」における人口の算出方法

## I 概要

### 1 人口推計の範囲

人口推計の範囲は、我が国に常住している\*全人口（外国人を含む。）である。ただし、外国人のうち、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員及び家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属（家族を含む。）は除いている。

\* 3か月以上にわたって住んでいる又は住むことになっている者をいう。

### 2 推計の方法

#### (1) 推計の基本式

人口推計では、下に示すとおり、前年10月1日現在の人口を基準人口（推計の基礎となる人口）とし、その後1年間（前年10月1日～当年9月30日）の自然動態、社会動態及び国籍異動による異動人口を求め、これを加減することにより、当年10月1日現在の人口を算出している。

#### 【推計の基本式】

当年10月1日現在の人口  
＝基準人口（前年10月1日現在）  
＋1年間の異動人口（自然動態、社会動態及び国籍異動）

人口＝基準人口（前年10月1日現在）  
＋1年間の自然動態  
＋1年間の社会動態  
＋1年間の国籍異動（日本人についてのみ）

自然動態＝出生児数－死亡者数  
社会動態＝入国者数－出国者数

都道府県別人口を算出する場合は、更に次の式を加える。  
＋都道府県間転入者数－都道府県間転出者数  
国籍異動＝日本国籍取得者数－日本国籍喪失者数

#### (2) 推計の方法

##### ① 国勢調査の翌年の人口

ア 国勢調査の確定人口（年齢不詳、国籍不詳人口をあん分した人口）を基準人口として用いている。

イ 国勢調査の確定人口を前年10月1日現在の人口（基準人口）として、その後1年間の自然動態・社会動態による異動人口を他の人口関連資料から求め、これを加減することにより当年10月1日現在における人口を算出している。

(例) 平成28年10月1日現在人口の算出方法

- ・ 平成28年10月1日現在人口  
＝平成27年国勢調査の確定人口＋1年間（平成27年10月～28年9月）の自然動態  
＋1年間（平成27年10月～28年9月）の社会動態  
＋1年間（平成27年10月～28年9月）の国籍異動

② 国勢調査の翌年以外の年の人口

- ア 前年10月1日現在の人口を基準人口として用いている。
- イ 前述①と同様、前年の人口に、その後の異動人口を加減することにより、当年10月1日現在における人口を算出している。

3 推計のための基礎資料

- ・ 出生児数及び死亡者数 …………… 「人口動態統計（概数）」（厚生労働省）
- ・ 出入国者数 …………… 「出入国管理統計」（法務省）
- ・ 日本国籍取得者数及び日本国籍喪失者数…… 法務省資料及び官報
- ・ 都道府県間転出入者数  
…………… 「住民基本台帳人口移動報告 月報」（総務省統計局）
- ・ その他 …………… 「国勢調査」（総務省統計局）

II 推計方法

1 推計のための各要素

(1) 基準人口

国勢調査の翌年は、国勢統計の確定人口を基準人口とし、国勢調査の翌年以外の年は前年10月1日現在人口の確定値を基準人口とする。

(2) 異動人口（＝自然動態＋社会動態＋国籍異動）

ア 自然動態（＝出生児数－死亡者数）

「人口動態統計（概数）」（厚生労働省）による出生児数及び死亡者数を用いる。

なお、都道府県及び年齢不詳の死亡者数は、不詳を除く死亡者数の都道府県別年齢別割合により比例配分し、各都道府県の年齢別死亡者数に含める。

死亡者数は、出生年月により、前年10月1日現在の年齢別に集計して用いる。

イ 社会動態（＝入国超過数＋都道府県間転入超過数）

(ア) 入国超過数（＝入国者数－出国者数）

「出入国管理統計」（法務省）による入国者数及び出国者数を用いる。ただし、日本人は海外滞在期間3か月以内の出入（帰）国者（出国から入国までの期間が3か月以内の者）を除き、外国人は国内滞在期間3か月以内の者を除く。

なお、「住所地が外国」の日本人は、年齢（各歳）別に出入国者数の都道府県別割合により比例配分して、各都道府県の出入国者数に加算する。

また、都道府県及び年齢不詳の外国人の出入国者数は、出入国者数の都道府県別年齢別割合により比例配分し、各都道府県の年齢（各歳）別出入国者数に含める。

日本人は、出生年月別に集計されていないため、「出入国管理統計」の年齢別結果を用い、外国人は、出生年月により、前年10月1日現在の年齢別に集計して用いる。

(イ) 都道府県間転入超過数（＝転入者数－転出者数）

「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）による都道府県間転出入者数を用いる。

ウ 国籍異動（＝日本国籍取得者数－日本国籍喪失者数）

「官報に基づく帰化人口」（官報告示（「日本国に帰化を許可する件」）による「日本国籍を取得した者」を、総務省で出生年月により前年10月1日現在の年齢別に集計した数）及び「日本国籍取得者数及び喪失者数」（法務省）を用いる。

## 2 全国及び都道府県、年齢、男女別人口の推計

基準人口に、年齢（各歳）、男女別に、その後1年間の出生児数、死亡者数、入国者数、出国者数及び都道府県間転入超過数を加減（日本人については、更に日本国籍取得者数及び日本国籍喪失者数を加減）して当年10月1日現在の都道府県、年齢（各歳）、男女別総人口及び日本人人口を算出する。

これらを年齢（5歳階級）別に足し上げ「都道府県、年齢（5歳階級）、男女別人口－総人口、日本人人口」を算出する。また、「全国、年齢（各歳）、男女別人口－総人口、日本人人口」及び「都道府県、男女別人口－総人口、日本人人口」を算出する。

(例 男)

